

契 約 説 明 書

入札順 2/4 午後

工事名	特環大崎処理区マンホールポンプ更新工事(大串地区)
工事場所	豊田郡大崎上島町大串
入札(予定)年月日	令和8年8月25日(火) 13時30分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
予定工期	着手 契約締結の日の翌日 完成 令和9年3月26日
特約事項	前金払 : 有 (4/10以内) 中間前金払 : 有 (2/10以内) 部分払 : 有 (9/10以内、支払限度回数1回)
最低制限価格	有
契約保証金	要
その他	・大崎上島町財務規則、建設工事執行規則及び建設業法等関係法令の定めるところによる。

入 札 条 件

1 入札保証金

大崎上島町財務規則第98条第2項の規定により、免除する。

2 契約保証金

- (1) 請負人は、契約の締結と同時に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、(オ)の場合においては、履行保証保険締結後、直ちにその保険証券を町長に寄託しなければならない。
 - (ア) 契約保証金の納付
 - (イ) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (ウ) 契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (エ) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (オ) 契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額及び保証の額は、請負代金額の10分の1とする。
- (3) 契約保証金及び契約保証金の納付に代えて提供された担保は、契約履行完了後に還付する。なお、契約保証金については、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了したのち、契約の相手方から入札(契約)保証金還付請求書の提出を受けてこれと引換えに還付するものとする。
- (4) 契約保証金には、利子は付さない。

3 入札執行上の注意事項

- (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除き、入札室の出入りを禁止する。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
- (3) 入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合又は共同企業体を結成している場合は2名まで入室を可とする。
- (4) 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- (5) 提出された入札書及び工事費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とし、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

5 工事費内訳書について

- (1) この工事は、入札参加者から入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。入札の際

に、工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加することができない。

工事費内訳書の提出方法等については、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載し、入札書を提出する際に提出すること。

- (ア) 提出者の商号又は名称及び代表者名
- (イ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び場所
- (2) 工事費内訳書については、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は指定しないものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、その者が行った入札を無効とする。
 - (ア) 記名押印がない場合
 - (イ) 工事名に誤りがある場合
 - (ウ) 本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合
 - (エ) 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合
- (4) 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。
- (5) 入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められる場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出するものとする。
- (6) 工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

6 落札者の決定

- (1) 落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、くじ引きを拒否することはできない。

7 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 工事名に誤りがある場合
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札が取り消すことができる無能力者の意志表示であるとき。
- (6) 契約担当職員が定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をして入札をしたとき。
- (9) 入札者が連合（談合）して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (11) 工事費内訳書の提出がないとき。

8 再度入札

再度入札は、行わない。

9 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札時までいつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (ア) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
 - (イ) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

10 入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、指名を受けた者が1人を残し他の指名を受けた者が辞退した場合
- (2) 入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者1人を残し他の参加者が辞退し又は無効となった場合

11 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年度法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「**対象建設工事**」（下記《**対象建設工事の定義**》参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から**4日以内**に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明した後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設

資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（１品目以上）

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築に係る床面積をいう。

12 現場代理人届並びに工程表の届出

現場代理人届並びに工程表については、契約締結後14日以内に届け出ること。

13 建設業退職金共済制度について

受注者は、工事に係る建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入した場合（工事請負契約の変更等により追加購入した場合も含む。）は、購入状況を工事完成時まで発注者に書面で報告するものとする。この報告に当たっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書を添付するものとする。

14 その他の留意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 建設業法に違反する一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態により工事を実施する等契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。
- (3) 入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと。

15 質問書の提出

入札に参加しようとする者は、入札閲覧仕様書（契約条項、仕様書、図面等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧仕様書に関する質問書を提出することができる。

(1) 提出方法

書面又はFaxにより大崎上島町総務課行政係に提出すること。

(2) 提出期限

原則、質問書は、入札日の前週金曜日（入札日が月曜日又は月曜日が閉庁日の場合は、前週木曜日）の午前中までに提出すること。

令和 8 年 度

特環大崎処理区マンホールポンプ更新工事
(大串地区)

特 記 仕 様 書

大崎上島町特定環境保全公共下水道事業
大崎処理区

大 崎 上 島 町

総 則

本仕様書は、大崎上島町（以下「発注者」という。）が発注する下水道事業（工事・業務）に適用する。

第 1 節 計画概要

1. 一般概要

本工事は、老朽化した井浜 1 号マンホールポンプ、井浜 2 号マンホールポンプ、外浜 2 号マンホールポンプ及び七々見 2 号マンホールポンプを更新する。

2. 工事名

特環大崎処理区マンホールポンプ更新工事（大串地区）

3. 施設規模

①井浜 1 号マンホールポンプ	150A×0.159m ³ /min×7.5m×1.5kW
②井浜 2 号マンホールポンプ	150A×0.159m ³ /min×5.0m×0.75kw
③外浜 2 号マンホールポンプ	150A×0.159m ³ /min×6.0m×0.75kw
④七々見 2 号マンホールポンプ	150A×0.159m ³ /min×10.5m×2.2kw

4. 工事場所

豊田郡大崎上島町大串

5. 工 期

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 2 6 日までとする。

なお、この工期には雨天・休日等を見込んでいる。（休日等には、土・日曜日、祝日、年末年始休暇を含む。）

第2節 計画主項目

1. 計画送水能力
- ① $0.159\text{m}^3/\text{min} \times 7.5\text{m}$
 - ② $0.159\text{m}^3/\text{min} \times 5.0\text{m}$
 - ③ $0.159\text{m}^3/\text{min} \times 6.0\text{m}$
 - ④ $0.159\text{m}^3/\text{min} \times 10.5\text{m}$

2. 公害防止基準

- (1) 騒音基準値 環境の保全と創造に関する条例に準ずる。
- (2) 振動基準値 環境の保全と創造に関する条例に準ずる。
- (3) 悪臭基準値 環境の保全と創造に関する条例に準ずる。

3. 施設の概要

本施設は、汚水を調整及び送水する公共下水道施設であり、当該仕様書に示された計画内容等について十分把握するものとする。

4. 立地条件

(1) 地形・土質等

建設地の位置・地形・地質等は調査の上、計画及び実施するものとする。

(2) 敷地周辺設備

- ① 電 気 監督員と協議の上、決定とする。
- ② 電 話 監督員と協議の上、決定とする。
- ③ 水 道 監督員と協議の上、決定とする。

第3節 一般事項

1. 特記仕様書の適用

本工事は受注契約書、及び第2章第1節2項の準拠規格の他、この特記仕様書により施工しなければならない。

2. 提出書類

受注者は、次の書類を提出しなければならない。

[illegible]

	産業廃棄物管理票交付状況総括表 建設リサイクル法の完了報告 交通誘導員の集計表 発生土等の集計表・伝票・受入証明 建退共証紙受払簿・個人配布記録 完成届兼引渡書 請求書	〃 再資源化等の完了時 竣工検査前 〃 〃 工事完成日まで 〃	
その他	事故発生報告書 指示書 請求される図書	速やかに 監督員から受注者へ その都度	

(提出図書の部数は監督員の指示に従うこと。)

3. 施工承諾申請図書

受注者は、発注図書にもとづき工事をすすめるものとする。なお、工事施工に際しては、事前に承諾申請図書により監督員の承諾を得てから着工するものとする。

尚、発注図書に疑義あるときは、発注者と打合せ確認後、承諾図作成のこと。

図書は、つぎの内容のものを提出すること。

(1) 施工詳細図

〔 土木・機械・電気等の各工事の施工及び製作に必要な図面 〕

(2) 施工計画書

〔 工事概要, 現場組織, 工程, 仮設計画, 各種調査, 施工方法, 安全管理, その他 〕

(3) 検査要領書

(4) 計算書、検討書

(5) その他必要な図書及び提出部数は監督員の指示に従うこと。

4. 技術管理担当者等

1) 受注者は本工事に対する主任技術者、及び現場代理人を定め、その氏名・連絡先等を書面により発注者に通知しなければならない。

2) 主任技術者（管理技術者）及び現場代理人は兼ねる事ができる。

5. 技術管理

主任技術者は、次に掲げる技術管理を実施しなければならない。

但し、工事の進捗に伴い、必要な事項が生じた場合には次の各号に追加する事がある。

- (1) 品質管理
- (2) 写真・展開図による出来形管理
- (3) 工程表による工程管理

6. 品質管理

主任技術者は、それぞれ基準に定めるところにより測定又は試験を行い、管理図又は結果表を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. 測定・試験値による措置

主任技術者は、前条の管理図又は結果表の測定又は試験値が著しく偏重している場合、又はバラツキが大きい場合、若しくは所定の範囲に適合しない場合には、その原因を究明・解析し、施工計画の見直し等の措置を講ずると共に、その結果を監督員に報告し、工事の手直し、補強等の必要がある場合には監督員の指示に従わなければならない。

8. 出来形管理

主任技術者は、工事の施工の順序に従い、工事写真及び出来形確認図を作成し、監督員に提出しなければならない。

9. 工事写真

前項の工事写真は、原則としてサービス版以上とし、工事着手前・工事中（品質管理写真を含む）及び完成の状況を撮影し、完成時に他の提出書類と同時に提出する。

提出部数は1部とし、ネガ又は電子データと共に提出のこと。

10. 施工後明視出来ない箇所の測定・撮影

水中又は地下に埋設する工事、その他完成後外面から明視する事ができない工事の施工箇所等については、主任技術者は原則として監督員の立会いを求め、測定及び工事写真の撮影を行うものとする。

11. 工程管理

- 1) 主任技術者は、バーチャート式又はネットワーク式その他による実施工程表を作成し、監督員に提出すると共に、工程の完全な遂行を図らねばならない。
なお、実施工程に変更が生じた場合には、変更実施工程表を提出しなければならない。
- 2) 災害その他の事情により工事が遅延した時は、主任技術者は直ちにその理由・原因を監督員に報告し、工程計画の修正を行うと共に、進捗度の回復に努めなければならない。
- 3) 主任技術者は、工事工程表・工事日誌・材料受払書・工事写真・点検簿・材料検査表・性能テスト表等を備えて、毎日記載すると共に、監督員が必要と認めた時は遅滞なく提出又は閲覧に供さなければならない。
- 4) 受注者は工事完了後、出来形による竣工図を提出しなければならない。

12. 安全管理等

- 1) 受注者は、工事現場に工事名、工期、事業主体及び工事施工者の住所・氏名等の標示板を建てなければならない。（工事に係る所定の標示板が定められている場合はその基準による。）
- 2) 受注者は、当該工事において工種及び規模による関係法令等に基づいた所定の安全管理に関する手続きをし、工事用資材等の輸送、工事箇所及び周辺部に対する安全計画又は防災計画を立てて、監督員に提出し、該当箇所については適切な措置を講じなければならない。
- 3) 受注者は、隣接して、又は同一場所において別途工事と競合する場合は、相互に協議して紛争を起こさない様措置しなければならない。

4) 受注者は、既設工作物等に支障をおよぼさない様、必要な保護又は安全策を講じなければならない。

もし、既設工作物等に損傷を与えるか、又は止むを得ず除去する等の必要が生じた場合は、監督員に報告のうえ承諾を受けて適切な措置を講じなければならない。

5) 受注者は工事箇所への一般人及び労務者の出入監視、風紀衛生の取締り、並びに火災、盗難その他の事故防止について責任をもって充分管理しなければならない。

13. 指示・承諾

1) 受注者は、施工上明確でない箇所又は疑義が生じた場合、監督員の指示に従わなければならない。

2) 機器・材料及び構造等に変更の指示があった場合、又は変更しなければならない場合は監督員と協議し承諾を受けて施工しなければならない。

14. 受注者の負担

受注者は、当該施設の目的・機能・性能上欠く事のできない全ての費用、保安・防災等関係法令により必要な諸手続きの費用、各種試験、検査の費用、工事施工に伴う関係監督官庁等の手続きの費用、軽易な障害で受注者の責めに帰すべきものの賠償等に要する費用、工事完了に伴う各施設の出来形と竣工図の作成費用等の工事施工に必要な全ての費用を負担するものとする。

また、本工事の施工に当り、特許・意匠等の実施権行使については、受注者が一切の責任を負うものとする。

15. 官公庁の手続き

受注者は、工事施工に当たって関係監督官庁等と十分協調し、必要な諸手続きを監督員の確認の上手続きし、工事の円満な進捗を図らねばならない。なお、関係監督官庁から指示等があった場合は、遅滞なく監督員に報告し、指示を受け措置しなければならない。

16. 設計変更

受注者は、本工事の内容に変更を生じた場合、又は監督員から変更の指示があった場合は、これに従わなければならない。

17. 工事の中止

受注者が発注者の指示に従わない場合、又は不正な行為のあった場合は、当該工事を中止させる事がある。

18. 不用材料処分

受注者は、工事が終了した時は速やかに不用材料の処分及び仮設備等を撤去し、監督員の指示に従わなければならない。

19. 撤去処分

受注者は、工事期間中に発生する廃機材について、関係法令に基づき適切に処分を行うこと。ステンレスくず・鉄くず及び廃プラスチック類の処理については、事前に搬出先・処理方法を監督員と協議のうえ決定するものとする。また、処分を証明できる書類の整理を必ず行うこと。

20. 工事期間中の施設管理

工事期間中は、監督員、管理者の指示に基づき、受注者の責任において、下記の項目について、実施すること。

- (1) 安定した処理が継続して得られるよう、施設の管理を行う。
- (2) 工事期間中は仮設流量調整設備を設置し、改修を行う。

21. 工事着手時の汚泥処分

汚泥処分については、下水道管理者にて処分を行うので、請負人は監督員と打合せを行い、引抜時期を決定すること。

22. 監督員による段階確認

- 1) 段階確認の工種については、別途監督員と協議を行うこと。
- 2) 受注者は、種別ごとの確認時期を監督員に報告しなければならない。また、監督員より、確認時期に基づいて、段階確認の実施について連絡があった場合には、速やかに段階確認を受けなければならない。

23. 排出ガス対策建設機械の使用について

本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、「建設技術評価制度」又は「民間開発建設技術の審査証明事業」により評価された「排出ガス浄化装置」を装着した建設機械を使用することで同等とみなす。

ただし、受注者の都合による場合を除き、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

なお、使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、完成書類として提出するものとする。

機 種	備 考
・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式、溶接兼用機含） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリス、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上、260kW 以下）を搭載した建設機械

24. 引き渡し

受注者は、完成検査等（性能試験が必要なものについては所定の試験合格確認後）で検査合格確認後速やかに発注者に対し引き渡すものとする。

25. 完成図書

受注者は、工事竣工に際して、完成図書として次のものを提出する。

- (1) 金文字製本（竣工図、取扱説明書等） 2 部

なお、機器等の調整が必要なものは、必要により調整後に説明書を再整備するものとする。

- (2) 検査報告書 2 部

- (3) そ の 他

- 承諾図、工事日誌、工事写真、官公庁届出書類、各種試験成績表、および保証書、
施工計画書、議事録および指示書、材料検査簿、出来高工程管理等

尚、上記図書類の提出形態等は監督員の指示によるものとする。

細 則

第1節 共通事項

1. 設計図書の優先順位

- (1) 現場説明書（質疑応答書を含む）
- (2) 特記仕様書
- (3) 実施設計図
- (4) 標準図

2. 準拠規格

受注者は施工に際して材料・工法等を選定する場合、次の法令仕様及び規格等の最新版に準拠しなければならない。

	準 拠 規 格
1	下水道施設計画・設計指針と解説【日本下水道協会】
2	下水道維持管理指針【日本下水道協会】
3	コンクリート標準示方書 維持管理編【土木学会】
4	土木工学ハンドブック【土木学会】
5	下水道長寿命化支援制度に関する手引き【国土交通省】
6	電気規格調査会標準規格【JEC】
7	日本電機工業会標準規格【JEM】
8	内線規程、配電規定【日本電気協会】
9	建築物の耐久計画に関する考え方【日本建築学会】
10	改訂/建築物のライフサイクルコスト【財建築保全センター】
11	公共建築物の保存・活用ガイドライン【財建築保全センター】
12	建設大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事標準図【公共建築協会】
13	機械工学ハンドブック【機械学会】
14	電気工学ハンドブック【電気学会】
15	日本下水道協会規格【JSWAS】
16	下水道施設改築・修繕マニュアル（案）【日本下水道協会】

17	防災用自家発電装置技術基準【日本内燃力発電設備協会】
18	消防法
19	その他協会等の指針及び技術関係資料

3. 資材置場、仮設現場事務所等

受注者は資材置場、仮設現場事務所等を必要とする時、建設敷地内であれば監督員の指示により設置するものとし、敷地外の場合は監督員の承諾を受け受注者の責任において設置するものとする。

なお、資材置場、仮設現場事務所内での保安等は充分配慮して設置するものとする。

4. 各工事との調整

本工事の各工事が関連する場合には、監督員の指示に従い、工事進捗に支障のないように調整を密に行い、相互に協力して施工しなければならない。

また、別途発注工事と現場及び工期が重なる場合についても、上記同様の調整を密に行うこと。

5. 試運転

1) 試運転

試運転は以下の試験を行い、各施設の状況を確認する。

- (1) 作動
- (2) 液漏れ・空気漏れ
- (3) 水流・水位
- (4) 振動・騒音

2) 運転の実施

- (1) 試運転は、受注者が発注者と予め協議の上作成した試運転要領書に基づき、実施するものとする。

6. 検査及び試験

1) 立会検査

機器・材料等の検査及び試験は、監督員立会の上実施するものとする。

但し、監督員が特に認めた場合は、受注者が提出する検査、又は、試験成績表に代える事が出来る。

2) 検査及び試験方法

検査及び試験は、予め監督員の承認を受けた検査（試験）要領書に基づき実施するものとする。

3) 検査及び試験の省略

公的、又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器・材料については、検査及び試験を省略する事ができる。

7. 保証

1) 保証期間

本施設の保証期間は、正式引き渡しの日より2年間とする。

但し、監督員と受注者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りではない。

保証期間中に生じた設計、施工、材質及び構造上の欠陥による全ての破損並びに故障等は受注者の負担で速やかに補修、改造又は取替等を行わなければならない。

但し、監督員の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

2) 性能試験及び保証事項

本施設の性能は、全て受注者の責任施工により、基準以上としなければならない。

又、受注者は設計図書に明示されていない事項であっても、工事の性質上当然必要なものは監督員の指示に従い受注者の責任負担で施工しなければならない。

又、本施設的能力及び性能に関する調整を、監督員と協議の上、引き渡し日より1年間行うものとする。

機械設備据付工事

第1節 概 要

本設備工事は、更新工事に伴う機器の撤去及び新設等、それらにより生ずる複合工事、手直しまでの一切を行うもので、その概要は下記の通りである。

第1項 処分機器

本設備機器は、既設撤去後、発注者にて保管するものである。なお、それぞれの機器は清掃を行い保管可能な状態で発注者へ納品すること。

【処分機器一覧表】

1	水中汚水ポンプ（井浜1号 No. 2）		4	水中汚水ポンプ（七々見2号 No. 1）
2	水中汚水ポンプ（井浜2号 No. 1）		5	水中汚水ポンプ（七々見2号 No. 2）
3	水中汚水ポンプ（外浜2号 No. 1）			

第2項 更新機器

本設備機器は、更新設置するものである。

【更新機器一覧表】

1	水中汚水ポンプ（井浜1号 No. 1, No. 2）		4	水中汚水ポンプ（七々見2号 No. 1、No. 2）
2	水中汚水ポンプ（井浜2号 No. 1, No. 2）			
3	水中汚水ポンプ（外浜2号 No. 1, No. 2）			

機 器 仕 様 書

機器名称 水中汚水ポンプ

井浜1号マンホールポンプ

- (1) 使 用 目 的 : 本機は、大串地区にて汚水を圧送するために使用する。
- (2) 機 器 名 称 : 水中汚水ポンプ
- (3) 数 量 : 単価見積
- (4) 仕 様 :
 - 1) 口径 $\Phi 65$
 - 2) 全揚程 7.5m
 - 3) 吐出し量 0.159m³/min
 - 4) 出力 1.5kW
 - 5) 日本下水道事業団規格と同等、又は、同等以上
- (5) 材 質 : 材質は下記又は同等品以上とする。
 - 1) 羽根車 既設と同等、又は、同等以上
 - 2) ケーシング 既設と同等、又は、同等以上
 - 3) 主軸 既設と同等、又は、同等以上
 - 4) 日本下水道事業団規格と同等、又は、同等以上
- (6) 塗 装 : 1) 下水道事業団規格 既設の塗装と同等、又は、同等以上
- (7) 付 属 品 : 排水ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。
 - 1) チェーン SUS304 6m
 - 2) ベルマウス
 - 3) キャプタイヤケーブル 動力・制御用40m以上
 - 4) その他、据付・使用に必要なもの
- (8) 予 備 費 : 1) ドレンプラグ(パッキン含む)
- (9) 特 記 事 項 : 1) 汚水ポンプの更新に使用する。

機 器 仕 様 書

機器名称 水中汚水ポンプ

井浜2号マンホールポンプ

- (1) 使 用 目 的 : 本機は、大串地区にて汚水を圧送するために使用する。
- (2) 機 器 名 称 : 水中汚水ポンプ
- (3) 数 量 : 単価見積
- (4) 仕 様 :
 - 1) 口径 $\Phi 65$
 - 2) 全揚程 5.0m
 - 3) 吐出し量 0.159m³/min
 - 4) 出力 0.75kW
 - 5) 日本下水道事業団規格と同等、又は、同等以上
- (5) 材 質 : 材質は下記又は同等品以上とする。
 - 1) 羽根車 既設と同等、又は、同等以上
 - 2) ケーシング 既設と同等、又は、同等以上
 - 3) 主軸 既設と同等、又は、同等以上
 - 4) 日本下水道事業団規格と同等、又は、同等以上
- (6) 塗 装 :
 - 1) 下水道事業団規格 既設の塗装と同等、又は、同等以上
- (7) 付 属 品 : 排水ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。
 - 1) チェーン SUS304 6m
 - 2) ベルマウス
 - 3) キャプタイヤケーブル 動力・制御用30m以上
 - 4) その他、据付・使用に必要なもの
- (8) 予 備 費 :
 - 1) ドレンプラグ(パッキン含む)
- (9) 特 記 事 項 :
 - 1) 汚水ポンプの更新に使用する。

機 器 仕 様 書

機器名称 水中汚水ポンプ

外浜2号マンホールポンプ

- (1) 使 用 目 的 : 本機は、大串地区にて汚水を圧送するために使用する。
- (2) 機 器 名 称 : 水中汚水ポンプ
- (3) 数 量 : 単価見積
- (4) 仕 様 :
 - 1) 口径 $\Phi 65$
 - 2) 全揚程 6.0m
 - 3) 吐出し量 0.159m³/min
 - 4) 出力 0.75kW
 - 5) 日本下水道事業団規格と同等、又は、同等以上
- (5) 材 質 : 材質は下記又は同等品以上とする。
 - 1) 羽根車 既設と同等、又は、同等以上
 - 2) ケーシング 既設と同等、又は、同等以上
 - 3) 主軸 既設と同等、又は、同等以上
 - 4) 日本下水道事業団規格と同等、又は、同等以上
- (6) 塗 装 :
 - 1) 下水道事業団規格 既設の塗装と同等、又は、同等以上
- (7) 付 属 品 : 排水ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。
 - 1) チェーン SUS304 6m
 - 2) ベルマウス
 - 3) キャブタイヤケーブル 動力・制御用20m以上
 - 4) その他、据付・使用に必要なもの
- (8) 予 備 費 :
 - 1) ドレンプラグ(パッキン含む)
- (9) 特 記 事 項 :
 - 1) 汚水ポンプの更新に使用する。

機 器 仕 様 書

機器名称 水中汚水ポンプ

七々見2号マンホールポンプ

- (1) 使用目的 : 本機は、大串地区にて汚水を圧送するために使用する。
- (2) 機器名称 : 水中汚水ポンプ
- (3) 数 量 : 単価見積
- (4) 仕 様 :
 - 1) 口径 $\Phi 65$
 - 2) 全揚程 10.5m
 - 3) 吐出し量 0.159m³/min
 - 4) 出力 2.2kW
 - 5) 日本下水道事業団規格と同等、又は、同等以上
- (5) 材 質 : 材質は下記又は同等品以上とする。
 - 1) 羽根車 既設と同等、又は、同等以上
 - 2) ケーシング 既設と同等、又は、同等以上
 - 3) 主軸 既設と同等、又は、同等以上
 - 4) 日本下水道事業団規格と同等、又は、同等以上
- (6) 塗 装 : 1) 下水道事業団規格 既設の塗装と同等、又は、同等以上
- (7) 付 属 品 : 排水ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。
 - 1) チェーン SUS304 6m
 - 2) ベルマウス
 - 3) キャプタイヤケーブル 動力・制御用30m以上
 - 4) その他、据付・使用に必要なもの
- (8) 予 備 費 : 1) ドレンプラグ(パッキン含む)
- (9) 特 記 事 項 : 1) 汚水ポンプの更新に使用する。

機 器 仕 様 書

機器名称 投込み式水位計

- (1) 使 用 目 的 : 本機は、大串地区にてマンホールポンプ内の水位を測定するために使用する。
- (2) 機 器 名 称 : 投込み式水位計
- (3) 数 量 : 単価見積
- (4) 仕 様 :
 - 1) 測定範囲 0～5m
 - 2) 精度 非直線性誤差 $\pm 0.5\%F \cdot S$
(ヒステリシス含む)
温度影響(ゼロ点変動)
 $\pm 0.05\%F \cdot S / ^\circ C$
 - 3) 使用温度範囲 $-5 \sim 50^\circ C$ (凍結しない状態)
 - 4) 耐雷性能 (JIS61000-4-5準拠) 10kv, 5kA
 - 5) 電源 DC16.1～30V
 - 6) 許容過負荷 25m
 - 7) 測定対象 下水, 汚水
- (5) 材 質 : 材質は下記又は同等品以上とする。
 - SUS316
 - フッ素ゴム(接液部ベロフラム)
 - FRPP(保護筒)
- (7) 付 属 品 : 水位計1台につき下記のものを取り付ける。
 - 1) チェーン SUS304 5m
 - 2) その他、据付・使用に必要なもの
- (9) 特 記 事 項 :
 - 1) 機器1台あたりの機器費
 - 2) 機器の仕様は上記(4)と同等又は同等以上とする。

令和8年度

課	長	主	幹	課長補佐	係	長	主	任	検	算	設	計

国補事業

特環大崎処理区マンホールポンプ更新工事（大串地区） 仕様書

事業所在地
事業主体名 大崎上島町下水道事業
地 区 名 豊田郡大崎上島町大串

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 56 大崎上島町 00-08. 07. 01 (0)		《 凡 例 》 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
諸経費体系	F 下水道機械設備		
	当世代	前世代	
復興補正区分 前払金支出割合区分 週休補正区分 契約保証区分	00 補正なし 00 補正無し 00 補正なし 01 金銭的保証 (0. 04%)		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

マンホールポンプ更新工事 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
マンホールポンプ更新工事					X1000
設備工（機器費）					Y1800F レベル1
ポンプ設備工	1	式			Y28003F レベル2
ポンプ設備工	1	式			Y280031F レベル3
設計技術費対象外	1	式			Y48003102F レベル4
単純な部分取替えを行う機器費 設計技術費[対象外]					#0040
汚水ポンプ TOP65BN41.5-61 65mm*0.159m3/min*7.5m	2	台			F0001 00 井浜 1 号マンホールポンプ
汚水ポンプ TOP50U4.75-65 65mm*0.159m3/min*5.0m	2	台			F0002 00 井浜 2 号マンホールポンプ
汚水ポンプ TOP50U4.75-65 50mm*0.159m3/min*6.0m	2	台			F0003 00 外浜 2 号マンホールポンプ

マンホールポンプ更新工事 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
汚水ポンプ TOP80BN42. 2-62 65mm*0.159m3/min*10.5m	2	台			F0004 00 七々見 2 号マンホールポンプ
＊＊機器費＊＊					
設備工	1	式			Y1900F レベル1
ポンプ設備工	1	式			Y29003F レベル2
輸送費	1	式			Y390031F レベル3
機器輸送費 距離L=320km 機器質量：0.45 t 近畿運輸局基準に基づく	1	式			V0001 00 単第0 -0001 表
労務費	1	式			Y390033F レベル3
一般労務費					Y49003301F レベル4
据付・撤去工（一般） 機器質量：0.45 t	1	式			V0002 00 単第0 -0002 表

マンホールポンプ更新工事 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
交通誘導警備員					V0004 00
	1	式			単第0 -0003 表
機械設備据付労務費					Y49003302F レベル4
据付工（技術） 機器質量：0.45 t					V0003 00
	1	式			単第0 -0004 表
仮設費					Y390036F レベル3
	1	式			
仮設費（率分） ポンプ設備工					SY396F 00
	1	式			機械設備 単第0 -0005 表
設備工					Y1900G レベル1
	1	式			
電気設備工					Y29001G レベル2
	1	式			
労務費					Y390013G レベル3
	1	式			
一般労務費					Y49001301G レベル4

マンホールポンプ更新工事 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
据付・撤去工（電気） 動力ケーブル引込・撤去 端末処理含む	1	式			V0005 00 単第0 -0006 表
＊＊直接工事費＊＊					
準備費					Z0002
準備費	1	式			YZ902 レベル2
準備費	1	式			YZ902001 レベル3
準備費	1	式			YZ902001001 レベル4
処分費等		式			#0041
スクラップ 故鉄B	0.17	t			F0010 00
共通仮設費率分					Z0010

マンホールポンプ更新工事 内訳表

頁0 -0006

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
計算情報…… 対象額……… 率……………					率参照額…… 対象額合計…
＊ ＊ 共通仮設費 ＊ ＊					
＊ ＊ 純工事費 ＊ ＊					
現場管理費 計算情報…… 対象額……… 率……………					率参照額…… 対象額合計…
＊ ＊ 据付工事原価 ＊ ＊					
設計技術費 計算情報…… 対象額……… 率……………					率参照額…… 対象額合計…
＊ ＊ 工事原価 ＊ ＊					
一般管理費率分額 計算情報…… 対象額……… 率……………		機器補正率…			前払補正率… 率参照額…… 対象額合計…
契約保証費 計算情報…… 対象額……… 率……………					当初請対額 当初対象額

マンホールポンプ更新工事 内訳表

頁0 -0007

[illegible]

投込み式水位計更新工事 内訳表

頁0 -0008

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
投込み式水位計更新工事					X2000
設備工（機器費）					Y1800F レベル1
電気設備工 【レベル3／種別】	1	式			Y28001G レベル2
電気設備工	1	式			Y280011G レベル3
設計技術費対象外	1	式			Y28001102G レベル4
単純な部分取替えを行う機器費 設計技術費[対象外]					#0040
投込み式水位計 MLA-6j2 ケーブル40m	1	式			F0007 00 井浜 1 号マンホールポンプ
投込み式水位計 MLA-6j2 ケーブル20m	1	式			F0008 00 外浜 2 号マンホールポンプ
投込み式水位計 MLA-6j2 ケーブル30m	1	式			F0009 00 七々見 2 号マンホールポンプ

投込み式水位計更新工事 内訳表

頁0 -0009

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
＊＊機器費＊＊					
設備工					Y1900G レベル1
電気設備工 【レベル3／種別】	1	式			Y29001G レベル2
労務費	1	式			Y390013G レベル3
一般労務費	1	式			Y49001301G レベル4
電気設備設置・撤去工					V0006 00
技術労務費	1	式			単第0 -0007 表 Y49001302G レベル4
電気設備設置・撤去工					V0007 00
	1	式			単第0 -0008 表
＊＊直接工事費＊＊					

投込み式水位計更新工事 内訳表

頁0 -0010

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費率分					Z0010
計算情報…… 対象額……… 率………					率参照額…… 対象額合計…
＊＊共通仮設費＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費					
計算情報…… 対象額……… 率………					率参照額…… 対象額合計…
＊＊据付工事原価＊＊					
設計技術費					
計算情報…… 対象額……… 率………					率参照額…… 対象額合計…
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費率分額					前払補正率…
計算情報…… 対象額……… 率………		機器補正率…			率参照額…… 対象額合計…

投込み式水位計更新工事 内訳表

頁0 -0011

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
契約保証費 計算情報…… 対象額……… 率……………					当初請対額 当初対象額
＊ ＊ 一般管理費計 ＊ ＊					
＊ ＊ 工事価格 ＊ ＊					
消費税相当額 計算情報…… 対象額……… 率……………					
＊ ＊ 請負工事費 ＊ ＊					
＊ ＊ 工事価格計 ＊ ＊					
消費税相当額 計算情報…… 対象額……… 率……………					
＊ ＊ 請負工事費計 ＊ ＊					

施工単価表

頁0 -0012

機器輸送費

V0001

單第0 -0001 表

距離 $L=320\text{km}$ 機器質量: 0.45 t

近畿運輸局基準に基づく

1

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0013

据付・撤去工（一般）

V0002

單第0 -0002 表

機器質量：0.45 t

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0014

交通誘導警備員

V0004

單第0 -0003 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0015

据付工 (技術)

V0003

單第0 -0004 表

式 当り

機器質量：0.45 t

[illegible]

施工単価表

頁0 -0016

仮設費（率分）

SY396F

單第0 -0005 表

ポンプ設備工

機械設備

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0017

据付・撤去工（電気）
動力ケーブル引込・撤去

V0005

單第0 -0006 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

電気設備設置・撤去工

V0006

单第0 -0007 表

頁0 -0018

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0019

電気設備設置・撤去工

V0007

单第0 -0008 表

式 当り

[illegible]

特環大崎処理区マンホールポンプ更新工事位置図(大串地区)

番号	マンホール名番号	改築更新 工事箇所	水位計 交換箇所
17	大串ポンプ場		
1	浜谷マンホールポンプ		
2	入相1号マンホールポンプ		
3	郷谷マンホールポンプ		
4	片首マンホールポンプ		
5	井浜1号マンホールポンプ	○	○
6	井浜2号マンホールポンプ	○	
7	井浜3号マンホールポンプ		
8	井浜4号マンホールポンプ		
9	外浜2号マンホールポンプ	○	○
10	七々見2号マンホールポンプ	○	○
11	入相2号マンホールポンプ		
12	瀬井4号マンホールポンプ		
13	瀬井2号マンホールポンプ		
14	瀬井1号マンホールポンプ		
15	瀬井3号マンホールポンプ		
16	外浜1号マンホールポンプ		

